

甲府法人会たより



八ヶ岳と中部横断自動車道
(撮影場所：甲斐市 広報委員撮影)

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



平成30年11月

第140号

題字 芦澤会長



URL. <http://www.kofu-hojinkai.jp> E-mail. info@kofu-hojinkai.jp

主な内容

巻頭役員寄稿

平成31年度税制改正に関する提言

法律相談 Q&A

税務相談 Q&A

巻頭役員寄稿

これからの中のクルマ・社会のゆくえ



公益社団法人 甲府法人会

副会長 佐々木 宏明

甲府法人会より

ガソリン車が生まれて100年、
ICTの技術革新、AIの進化の指
数関数的加速により、今、自動車は
100年に一度という大変革の波が
押し寄せています。キーワードは
CASE、Connect=つながる、
Autonomous=自律走行（自動運転）、
Shared=共有、Electric=電動で
す。クルマがICTで“つながる”
ことにより、クルマ本体の健康管理
はもとより、交通規制や渋滞情報は
リアルタイムで反映されますし、ま
た、実際の走行データに基づく地図
の更新すらできるようになります。
ナビゲーションも、膨大なデータ量
を必要とする一方、直感的に解り易
い3D地図の利用も可能になります。
さらに、クルマ同士や信号機・路上
センサー等と“つながる”ことによ

り、周囲の死角のある交差点等で、
他車や自転車、人等の動きも把握す
ることができる様になり、事故の無
い協調交通が現実のものとなります。
こうした意味では、“つながる”事
ができる初めて“自動運転”が実現
するわけです。

自動運転のレベルは、1～5迄規
定されており、現在のクルマではレ
ベル2（加速・操舵・制動のうち、
複数の操作をシステムが行う）迄が
実用化されており、現状、自動車メ
リカ一だけでなくIT企業も含めて、
レベル3（加速・操舵・制動の全て
をシステムが行うが、システムから
要請があれば、ドライバーはこれに
応じる）の実現を目指して鎬を削つ
てているところです。

一方、クルマが“つながる”ことによ

り、それぞれのクルマの稼働状況を
リアルタイムで捉え、空いている時
間をお互いに融通し合えば、自動運
転と相まってカーシェアリングがよ
り便利で身近なものになります。
また、現在のところはバッテリー
の性能が期待値に届いておらず、充
電時間と航続距離がネックとなり、
今ひとつ普及が進まない“電気”自
動車ですが、近い将来、バッテリーの
画期的な技術革新により、性能が飛
躍的に向上すれば、構造が複雑で制
御が難しいガソリンエンジンよりも、
モーターの方が“自動運転”には、
はるかに親和性が高いと言えます。
このように、変革の波CASEが
進むことで、移動の利便性が高まる
一方、社会にも大きな影響を与えます。
直接的には、その裾野の広さから
日本の基幹産業のひとつと位置づけ
られている自動車産業も軸足が、機
械技術からデジタル技術にシフトし
て、産業構造が大きく影響を受ける
事となりますし、エネルギー供給も
これまでとは全く違ったものになります。

交通事故が減少すれば、保険や修
理に纏わる業種も影響されます。
また、鉄道・バス等の公共交通機
関や、タクシー・レンタカー、山梨
では代行運転といった交通会社と、

自家用車の境界があいまいになり、
棲み分けが難しくなります。おそら
くは、それぞれの地域特性に合った
最適な、全く新しい交通手段の組み
合わせが出現することでしょう。

これまでが、各々が調和ある進歩を遂
げなければ利便性の向上に資するこ
とはないでしょうし、ユーザーのニ
ーズを使いこなす力が伴わないと普
及には繋がりません。

とは言え、デジタルテクノロジー
の進化は、自動車産業だけでなく、
様々な産業を巻き込んで既存の常識
を破壊し、大きな変革を引き起こし
ていくでしょう。

テラシードを高める事が求められる
でしょうし、ビジネスの立場では、社
会への普及度に応じて、それをチャ
ンスとして的確に捉える事が求めら
れるでしょう。

どんなスピード感で、どのように
クルマ社会が変わつてゆくのかを正
確に予測することは、非常に難しい
ことだと思いますが、調和のある、
万人に幸福をもたらす変化であつて
ほしいと願います。

（山梨トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長）

甲府税務署との意見交換会を開催



挨拶をする芦澤会長

七月の東京国税局の人事異動に伴い、甲府税務署においても新幹部職員の皆様が着任されました。八月七日、古名屋ホテルにおいて、松谷署長をはじめ法人会関係部門の幹部職員のご出席をいただき、意見交換会を開催しました。法人会からは芦澤会長をはじめ五名が参加しました。

第一部は株式会社大山(だいせん)どり代表取締役の島原道範氏による「大山どりの奇跡」、三十五歳、どん底からの挑戦」と題した講演が行されました。

会・女性部会の役員など約五十名が参加し、税務行政や法人会の各種活動について活発な意見交換を行いました。

続く第二部の式典では、会員増強や研修・福利厚生など各部門の優秀県連の表彰のほか、税制改正に関する提言のアピールや直方法人会(福岡県)青年部会による租税教育活動の事例発表が行われました。

国大会が鳥取県のとりぎん文化会館において開催され、甲府法人会から芦澤会長をはじめ五名が参加しました。

第一部は株式会社大山(だいせん)

どり代表取締役の島原道範氏による「大山どりの奇跡」、三十五歳、どん底からの挑戦」と題した講演が行

われました。

八月九日、甲府税務署の須藤副署長を講師にお招きして「税務研修会」を開催し、十五名が参加しました。

須藤副署長はご自身の経験をふまえた税務調査の実態などをお話しされました。研修会終了後には、懇親会を開催し、税務に関することや青年部会の活動について意見を交わし親交を深めました。

女性部会員のメンバーが鮮やかな衣装に身を包んで登場し、日頃から練習を重ねているダンスを披露すると、施設に入居されている皆さんは、満面の笑顔で手をたたいたり、一緒にフラダンスを踊るなどして楽しんでいました。

今回の訪問は十三回目となり、この慰問活動は今後も継続して行つていく予定です。

法人会全国大会(鳥取大会)



芦澤会長を中心に甲府法人会からの参加者

青年部会が税務研修会を開催



須藤副署長(中央)を囲んだ研修会



フラダンスの披露

女性部会が福祉施設を慰問



税金クイズに挑戦する子供たち



ヴァンフォーレ甲府の選手も税金クイズに挑戦



子供達とプロ選手によるミニゲーム



グループワーク

山梨県連主催 「少年サッカー・税金教室」



九月一日、山梨県法人会連合会主催の「少年サッカー・税金教室」が、山梨県内の十七の少年サッカーチーム、約二百六十名の小学生が参加して山梨中銀スタジアムにおいて開催されました。

この活動は、山梨県法人会連合会が租税教育活動と社会貢献活動の一環として行っている活動であり、本年で九回目となります。山梨県連傘下の四法人会青年部会員が当日の運

営に協力し、甲府法人会からも多数の青年部会員が参加協力しました。

サッカー教室に入る前に、税の啓発活動として恒例のクイズ形式による『税金教室』を行い、子供達に税の社会における役割などについて楽しく学んでもらいました。

サッカー教室では、ヴァンフォーレ

レ甲府のプロ選手九名とアカデミーコーチに講師を担当していただき、技術指導のほかプロ選手と子供達によるミニゲームも行われ、子供達は憧れのプロ選手とのゲームを楽しんでいました。また閉会式では『税金クイズ』の成績が発表され、優秀だった小学生には、プロ選手のサイン入り色紙がプレゼントされました。さ

らに参加した小学生と保護者は当日のヴァンフォーレ甲府とFC町田ゼルビアの試合に招待されました。

管理職を対象としたセミナーでは、株式会社土橋製作所の土橋悦子社長から「魂を込めてモノづくり人づくり」の言葉は私のエネルギー源だと題してお話をいただきました。女性経営者の立場からのリーダーとしてのあり方や経営に対する熱い思いなどの話に参加者は聞き入っていました。

次年度の同セミナーも甲府法人会から多数ご出席いただけるよう呼びかけをしていく方針です。

レ甲府のプロ選手九名とアカデミーコーチに講師を担当していただき、技術指導のほかプロ選手と子供達によるミニゲームも行われ、子供達は憧れのプロ選手とのゲームを楽しんでいました。また閉会式では『税金

クイズ』の成績が発表され、優秀だった小学生には、プロ選手のサイン入り色紙がプレゼントされました。さ

らに参加した小学生と保護者は当日のヴァンフォーレ甲府とFC町田ゼルビアの試合に招待されました。

管理職を対象としたセミナーでは、株式会社土橋製作所の土橋悦子社長から「魂を込めてモノづくり人づくり」の言葉は私のエネルギー源だと題してお話をいただきました。女性経営者の立場からのリーダーとしてのあり方や経営に対する熱い思いなどの話に参加者は聞き入っていました。

次年度の同セミナーも甲府法人会から多数ご出席いただけるよう呼びかけをしていく方針です。

〔山梨県連主催〕 第2回、第3回 『女子力パワーアップセミナー』

平成31年度

税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

法人会では公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映し、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。本年も全国から寄せられたアンケートや税制改正要望をとりまとめた「平成三十一年度税制改正に関する提言」が全国法人会総連合の理事会において決議されましたので、提言内容をご紹介します。

晋三政権の宿願であるデフレ脱却にも至っていない。

日銀が異次元とされる大規模金融緩和を長期にわたって実施してきたにもかかわらず、2%の物価目標は再三にわたり達成時期が延期されたうえ、目標時期の明示そのものまで取りやめてしまった。それどころか大規模緩和の副作用が顕在化したことから、この緩和政策の一部修正を余儀なくされた。これはアベノミクスの中核となるべき成長戦略が規制改革の後退などで力強さを欠き、金融政策に依存しそぎた結果であろう。

我が国経済は引き続き緩やかに拡大しているが、自律的で力強い好循環に入ったとは言い難い。良好な企業業績や人手不足感の強まりにもかかわらず、賃金や個人消費への波及力が十分ではなく、依然として安倍

引き上げを二〇一九年一〇月に再延期したことなどを理由に、二〇二〇年度から二〇二五年度へ大幅に延期增加額の抑制目標では、社会保障費などの数値設定を避けた。

また、消費税の使途についても、これまでの年金、医療、介護、子育てという社会保障4経費に加え教育無償化に対象を拡大した。これは「社会保障と税の一体改革」の理念を明らかに逸脱したものであり、財政規律を大きく毀損することを意味しよう。改革の後退を許してはならない。

国際経済面では、懸念されたトランプ米政権の保護主義的政策が米中通商摩擦などに発展しており、我が国にとつても看過できないリスクとなっている。ただでさえ力強さを欠く我が国経済が変調をきたすようになると、国家的課題である財政健全化も後退する一方である。政府は国・地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化目標の達成

I 税・財政改革のあり方

国と地方の長期債務残高が国内総生産（GDP）のほぼ二倍の約一、一〇〇兆円に達した我が国財政の悪化ぶりは、先進国の中でも突出している。この目を覆いたくなるような惨状の主因が、社会保障を中心とした「受益」と、税や社会保険料といった「負担」のアンバランス、つまり「中福祉・低負担」という税財政構造にあることは明白である。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という構造問題を抱えている。こうした環境下で現在のような税財政構造が続く限り、財政は破たんに向かうこと必至であろう。その危機を回避するには、厳しい財政規律の下、必要な水準に引き上げて「中福祉・中負担」へ構造転換するしか方法はあるまい。そうした議論は今に始まつたわけではない。にもかかわらず、構造転換は目に見える進展を示してこなかつた。その理由はなぜか。まづ挙げねばならないのは、問題解決

はじめに

我が国経済は引き続き緩やかに拡大しているが、自律的で力強い好循環に入ったとは言い難い。良好な企業業績や人手不足感の強まりにもかかわらず、賃金や個人消費への波及力が十分ではなく、依然として安倍

基本的な課題

甲府法人会たより

を先送りしてきた政治の責任だが、国民一人ひとりにも危機感が欠けていたのではないか。

持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立を目指した「社会保障と税の一体改革」には構造転換を図る明確な意図があつたはずである。

しかし、これも後述するように、いまや改革理念は色褪せ、政策の中身も明らかに変質してしまった。その原因が指摘したような財政規律の毀損にあつたことは明らかであり、現在の危険水域から脱出するには、国を挙げて税財政改革に取り組まなければならぬ。残された時間は少ない。

1. 財政健全化に向けて

消費税率一〇%への引き上げは昨年、納得できる理由が示されないまま二〇一九年一〇月へ大幅に再延期された。これに伴い、二〇二〇年度のPB黒字化目標達成は不可能となり、本年六月の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針二〇一八）では、その達成時期を二〇二五年度へ大幅延期した。二〇二二年から団塊の世代が七五歳の後期高齢者に入り始めるなどを考えれば、

それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要にならう。

「骨太の方針二〇一八」はまた、二〇二一年度を中間年度として①P

B赤字の対GDP比を一・五%程度

②債務残高対GDP比を一八〇%台前半③財政収支赤字を対GDP比三

%以下——とする中間目標を設定した。しかし、債務残高と財政収支の目標値については、本年一月と七月の内閣府試算で示されている高い名

目成長率や超低金利を前提とすれば達成できる水準である。しかも、こ

の両指標は金利が正常化すれば、逆に悪化していく点を決して見逃してはならない。また、二〇一八年度を

(1)二〇一九年一〇月の消費税率一〇%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2)政府は、二〇一六年度から一八

年度の三年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を

一・六兆円（社会保障費一・五兆円、その他〇・一兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。二〇一九年度から二一年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率一〇%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率一〇%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与える成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏んだ細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

4 経費を対象としてきたが、新たに教育無償化が加わった。これは一体改革の理念を根底から覆すことになり進めることが重要である。歳

り、財政健全化を阻害するだけでなく将来の税率引き上げの議論にも影響を与えるよう。

(1)二〇一九年一〇月の消費税率一〇%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のためには不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率一〇%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率一〇%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与える成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏んだ細心の政策運営を求めたい。

政府が公表した社会保障給付費の長期見通しによると、「団塊ジユニ

甲府法人会たより

ア」が年金受給年齢に達するなど高齢者人口がピークを迎える二〇四〇年には、今年度を七〇兆円近く上回る一九〇兆円に上る。そして、目の前には「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「二〇二五年問題」が横たわっている。

社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重視化・効率化」によつて可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できまい。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

その意味で、今年度は診療報酬と介護報酬の改定年が同時となつて注目された。

しかし、「薬価」については引き下げられたうえ、二年に一度の改定を毎年実施することになったものの、肝心の医師の人事費にあたる「本体」は引き上げられた。診療報酬が公費と保険料などから構成されていることを改めて認識して改革を進める必要がある。

社会保障の基本的あり方では、「自

助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。

また、医療費と介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題については、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率八〇%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

それを象徴しているのが、「一票の格差」是正と合区対策を理由に、参議院の定数を6増やす見直しが行われたことである。これまで、衆参両院では「一票の格差」是正を目的に定数見直しを行つてきたが、国民の期待する改革はもつと抜本的な議員定数の削減である。今回の定数増が改革に逆行するのは明らかであり、とても容認できるものではない。

3. 行政改革の徹底

延期されていた消費税率一〇%へ

の引き上げが来年一〇月に迫つた。

社会保険の安定財源確保と財政健全化のためには確実に実施せねばならないが、それは国民に痛みを求める

ことでもある。「行革の徹底」が消

費税引き上げの前提になつたのは、それを国民に理解してもらうためであつた。

こうした経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず身

を削らなければならぬことは明白より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならぬことは明白であろう。にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥つてゐるのは残念でならない。

それを象徴しているのが、「一票

甲府法人会たより

また近年、税金が含まれている政治資金について不適切とされる支出も目立つており、政治資金規正法の見直しなどを行い、使途の適正化を図るべきである。

国民の政治と行政に対する不信感は極度に高まっている。もはや、改革の先送りは許されない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大膽な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率一〇%への引き上げと同

時に軽減税率が導入されることになつてあるが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率一〇%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

したがつて、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。

また、低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴つてより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格の高い対策をとるべきである。

なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政

府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴つてより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中企業に対しても特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は運用が開始されたにもかかわらず、依然として国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定

着に向けて取り組んでいく必要がある。

制度の運用に当たつては、国民の信頼感を得ることが欠かせない。そのためには、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。さらに、国民の利便性を高める観点からも、e-Taxやe-LTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となつて利用範囲をどこまで広げるかが重要課題となるが、広範な国民的議論が必要となろう。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たつては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際

的整合性——などにどう対応するかという観点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は好調な企業業績などを背景に、緩やかな拡大基調を続けている。アベノミクス最大の成果といわれる円安・株高傾向が比較的安全的に推移してきたからだが、その支えとなってきた異次元の大規模金融緩和政策が修正局面を迎えており、日銀が二%のインフレ目標達成の時期明示を取りやめる一方で、長期金利の誘導目標金利の上昇を容認したのである。政策修正の背景には市場機能の歪みや銀行収益圧迫による金融機能への懸念が指摘されており、明らかに金融政策の限界を示したものといえよう。

アベノミクスの柱である成長戦略も、“一丁目一番地”であつたはずの規制改革が勢いを失った。「骨太の方針二〇一八」では生産性向上を目指し、教育無償化などを中心とした「人づくり革命」や残業の罰則付

き上限などの「働き方改革」を目玉として掲げているが、こうした政策が潜在成長力にどの程度貢献するかは定かではない。

海外経済に目を向けると、環太平洋連携協定（TPP）離脱や中

國などとの通商摩擦を惹起しているトランプ米政権の保護主義リスクが顕在化している。こうした点を考慮すると、我が国の経済戦略全体を再構築する必要があろう。

また、地域経済と雇用を担う中小企業の活性化も不可欠であり、地方創生戦略との連携や事業承継税制のさらなる環境整備が求められよう。

1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成二八年度税制改正で「二〇%台」が実現し、今年度は二九・七四%となっている。トルンプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。

しかし、OECD加盟国の法人実効税率平均は二五%、アジア一〇カ国の中では二二%となつておらず、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合

ら、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要があろう。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるよう税制の確立が求められる。

①中小企業投資促進税制について

は、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成二九年度に改組された中小企業経営強化

本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和五六年以来、八〇〇万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも一、六〇〇万円程度に引き上げる。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計三〇〇万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企

企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成三一年三月三一日までとなつてることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

月三一日までとなつてることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によつて事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧洲主要国と比較すると限定的な措置にとどまつており、欧洲並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成三〇年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進する

ため、一〇年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成二九年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

政府は「まち・ひと・しごと創生基本方針二〇一八」で東京一極集中の是正などを図ろうとしているが、そのためには地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築できるかがカギとなろう。地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法をどう開発していくかが大事なのである。

「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真の地方活性化にはつながるまい。さすがに総務省も昨年四月、返礼品の送付について一定の基準を設けたが、そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとつても極めて重要なことである。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。

地方創生戦略もこれを基本理念とするべきである。

政府は「まち・ひと・しごと創生基本方針二〇一八」で東京一極集中の是正などを図ろうとしているが、そのためには地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築できるかがカギとなろう。地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法をどう開発していくかが大事なのである。

（1）地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育

成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であ

III 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財

「地方は国の仕送り（地方交付税）を貯金している」として問題視され

た財政調整基金など地方の基金残高総額も、二一・六兆円（二八年度決算）に膨らんでいる。国のPBが大幅赤字で地方が黒字という財政状況を考えれば地方交付税の相応の削減が必要になろうが、今年度予算では数百億円にとどまつている。

そもそも、地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政规律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

（1）地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であ

甲府法人会たより

り、集中的に取り組む必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口三〇万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチエック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチエック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成二八年度～三二年度）」

も三年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たっては

これまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育を取り組み、納税意識の向上を図つていく必要がある。

V その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るために、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

平成31年度税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を！
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
- 中小企業は雇用の担い手。事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

法律相談



古屋法律会計事務所

弁護士 古屋俊仁

「相続させる」旨の遺言と その効力についての民法の改正

Q 「甲は、甲所有の不動産Aを甲の長男乙に相続させる旨の自筆証書遺言を作成し、平成29年10月10日死亡した。甲の相続人は、長男乙、次男丙の2人である。長男乙はこの遺言にもどづいて不動産Aの相続登記をしないままにしておいたところ、次男丙は不動産Aについて、乙と丙の各持分2分の1の共有持分（法定相続分）の相続登記（この登記は丙が単独でできる）をして、丙の持分2分の1を第三者丁に譲渡しその移転登記手続きをした。長男乙は丁に対して、この遺言に基づき不動産Aは乙がすべて単独で相続したものであるから、丁の2分の1の持分登記の抹消を求めた。認められるだろうか。」

A 1. 甲の遺産である不動産Aを乙が単独で取得する方法は、①甲が遺言で乙に取得させる方法と、②相続人乙と丙との遺産分割協議において、乙が取得するという協議を成立させる方法の2つである。

2. まず、②の遺産分割協議により乙が不動産Aを取得した場合について丁の持分移転登記の運命を検討しよう。遺産分割協議が成立するよりも前に、丁への持分移転登記がされている場合どうなるか。遺産分割は相続開始の時にさかのぼつてその効力を生ずる（民法第90

9条）とされているから、長男乙は相続開始の時に不動産Aを単独で取得したことになり、次男丙は持分2分の1（法定相続分）を取得していないので、その次男丙から持分を譲り受けた丁は持分2分の1の権利を取得できないのではないかという疑問が生ずる。しかし、同条ただし書きは「ただし、第三者的権利を害することができない」と規定しているので丁は保護されると解されている。

では、遺産分割協議において乙が不動産Aを取得することになつた後に、その登記をする前に丙が持分2分の1を丁に移転登記をしたときはどうか。これについて最高裁判決は「相続財産中の不動産につき、遺産分割により相続分と異なる権利を取得した相続人は、登記を経なければ分割後に当該不動産につき権利を取得した第三者に對し、自己の権利の取得を対抗することができない」と判示した。

以上の結果、遺産分割協議により遺産を取得した相続人は速やかにその登記をしなければならない

3. 次に、①の遺言で不動産Aを取得した場合（遺贈する、与える等の遺言、これを遺贈遺言という）はどうなるのか。これについても、上記の遺産分割後の移転登記と同様に遺言による登記と持分移転登記の早いほうが勝つと理解されている。

ところが、①の遺言を遺贈とか与えるなどの言葉ではなく、「相続させる」という言葉を使った場合どうなるか。「相続させる」というのも相続人に対する遺贈などから同じであるという理解も十分なり立つと思われる。しかし、従来の判例によると、この言葉は遺産分割方法を指定したもので遺贈ではない、その結果、この言葉を使うと、遺産分割と同様に不動産を取得した相続人が単独で登記できるし、登録免許税も遺贈より低額になる、農地の権利移転に対する知事の許可が不要とされるという取扱いが実務の中で定着し、この言葉がよく使われるようになつた。そのような状況の中で、最高裁判平成14年判決は「特定の遺産を特定の相続人に『相続させる』趣

旨の遺言は、特段の事情のない限り、何らの行為を要せずに、被相続人の死亡の時に直ちに当該遺産が当該相続人に相続により承継される。したがってこの遺言で不動産を取得した者は、登記なくして他の相続人の持分を取得した第三者に対抗することができる」と判断し、「相続させる」趣旨の遺言に確固たる意義を付与した。

以上の通りであるから、設例において、長男乙は第三者丁に対し持分移転登記の抹消を求めることができるということになる。

4.しかし、遺贈するという言葉と相続させるという言葉の違いだけでそのような違いが出ることに相当然疑問が生ずる。相続人に対して遺贈するという言葉と相続人に対して相続させるという言葉は同じことを意味しているのではないという疑問があつた。そのような中で、登録免許税について、相続による所有権移転登記と相続人に対する遺贈の税率が同じとなるよう税法が改正され、また、農地の権利移転についても農地法施行

規則の一部を改正する省令により、相続人に対する農地の遺贈は知事の許可が不要となつた。

5.そのような中で、民法の相続の部分が改正され、その改正法第899条の2「相続による権利の承継は、遺産分割によるもの（相続により取得）であるかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、登記、登録その他者に対抗することができない」と規定された。それゆえ、新法下では、「相続させる」旨の遺言にて法定相続分と異なる指定をしたとしても、法定相続分を超える部分については、登記を備えなければ、第三者に対抗できないことになる。そしてこの改正は、公布の日（平成30年7月13日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

6.この改正は極めて重要な改正なので、紹介し解説することにしました。

e-Tax

納税には
ダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、
届出をした預貯金口座から、簡単な操作で
即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付用預貯金の届出が必要です。
※届出額の超過から利用可能となります。1ヶ月程度かかります。

■所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コンサルタント」を利用すれば申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとe-Taxカードリーダライタを準備すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。ご自身等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は誓しの提出が不要です。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は
e-Taxが24時間利用[※]できます。

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBSITE
www.e-tax.nta.go.jp

イーフラックス 検索

税務相談



民法の相続関係法の改正法案について教えてください。



東京地方税理士会甲府支部

税理士 田中 雅樹

民法（相続関係）の改正



改正法案の内容は次のとおりです。

1. 配偶者の居住権の創設

2. 遺産分割の改正等

3. 遺言制度の改正

4. 遺留分制度の改正

5. 相続の効力等に関する改正

6. 特別の寄与の規定の創設

7. 家事事件手続法の一部改正

このうち1から3について説明いたします。

1 配偶者の居住権の創設

(1) 配偶者の居住権
被相続人の配偶者（以下「配偶者」と書きます。）は、生前の被相続人と同居していた場合、引き続き同じ家に住みたいと考えることが多いでしょう。

(2) 配偶者短期居住権
配偶者短期居住権は、相続開始時に

こうした配偶者を保護するため「配偶者短期居住権」と「配偶者居住権」の条文が新設されました。

物に居住することができます。相続開始時に配偶者が被相続人所有建物に無償で居住していた場合で、次の①から③のいずれかに該当するときに、配偶者居住権を取得することになります。

① 遺産分割で配偶者が配偶者居住権を取得したとき
② 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき
③ 被相続人・配偶者間で死因贈与契約が成立したとき

基本的には、被相続人の遺言による意思表示か、相続人全員の合意に基づき成立するものといえます。

(3) 配偶者短期居住権
配偶者短期居住権は、相続開始時に

配偶者が被相続人所有の建物に無償で居住していた場合、次の①または②の日まで配偶者が無償で建物に居住することができる権利です。
 ① 配偶者居住建物の遺産分割が必要な場合に、遺産分割により建物の所有者が決定する日か、相続開始の日から6ヶ月を経過する日のいずれか遅い日
 ② 遺産分割が不要な場合（遺言書により建物所有者の指定が行われていた場合など）には、居住建物取得者による配偶者短期居住権の消滅の申し入れの日から6ヶ月を経過する日
 配偶者が被相続人所有建物に無償で居住していれば、ほとんどの場合、配偶者短期居住権が認められるといえます。

2 遺産分割の改正等

(1) 配偶者に対する居住用不動産の遺贈・贈与についての持ち戻し免除の意思の推定

婚姻期間20年以上の夫婦の一方が死亡した場合、死亡配偶者が他方配偶者に居住用不動産を遺贈・贈与しているときは、持ち戻し免除の意思を推定する旨が定められました。

(2) 遺贈義務者の引渡義務等
遺贈の目的となる物や権利が相続財産に属するものであつた場合には、遺贈義務者は原則として、その物や権利を相続開始時の状態で引き渡し、また

万円）について、共同相続人が単独で払い戻しができると定められました。
 (3) 遺産の一部分割の規定の明確化
遺産の一部分割について要件が明確化されました。

3 遺言制度の改正

(1) 自筆証書遺言の方式の緩和

自筆証書遺言は全文自筆が要件とされていましたが、自筆証書遺言の遺産目録に限つて自筆を要しないとされました。ただし、目録の各ページに署名と押印が必要です。

(2) 遺産分割前の預貯金債権の行使
預貯金債権は遺産分割の対象であり、共同相続人は相続分に応じた行使ができません。しかし何らかの資金需要のため、遺産分割前に払い戻す必要性も存在します。そのため、相続開始時の預貯金債権額の3分の1に共同相続人の法定相続分を乗じた額（上限150万円）について、共同相続人が単独で払い戻しができると定められました。

話すこととは、

モヤモヤを突き放すこと

産業カウンセラー

柏木 勇一

◆「思つていることを相手に言えずにはいります

20代後半の女性社員が語り出しました。メーカーの経理部勤務。専門学校で簿記・経理を学び就職して5年目。実直な仕事ぶりは周囲からも認められていました。コツコツと取り組むタイプで、遠慮がちで引っ越し案とも語りました。それでもミスなく仕事ができれば、と思つていたのですが、女性の先輩社員が、仕事を押し付けて早く帰つてしまふ姿に耐えられなくなりました。自分の思いを伝えたいのですが、勇気がなくつい黙つてしまい、気持ちが沈みます

対処法にたどりつく前に、このことわざについて触れます。共通する

話を少なくありません。『王様の耳は口バの耳』という話をご存知の方も多いと思います。ギリシャ神話か

かけることだと思います。言いたいことを心に溜めて我慢しているとどうなるでしょう。不満がお腹に溜まりすつきりしません。「思う事言わねば腹ふくる」ということわざもあります。この状態が続くと、心と身体のバランスが崩れ、ストレスによる心身の症状が進行していきます。早く対処しなければいけません。どうしたらいいでしょう。

◆古今東西、言い伝えられていたことわざです

皆さんも経験し、職場でもよく見

日本でも鎌倉時代の吉田兼好の隨筆『徒然草』に、「おぼしき事言はぬは腹ふくるるわざなれば」とあります。その原典が平安時代の隨筆『大鏡』と言われています。さらに遡れば中国の宋の時代の書物にもあることが分かりました。大昔から言い伝えられていました。『徒然草』では、思うことを気晴らしで書いた後は人に見せないで破つて捨てるところがあります。穴を掘つて言い放つことと合わせて、悶々とした行動でストレスを解消していたことが分かります。

◆自己表現のポイントは「気持ちを言葉にして伝える」こと

王様に呼ばれた床屋さんが、王様の口巴のように大きい耳に驚きましたが誰にも言えません。相談を受けた医者が「言いたいことを我慢してお腹がふくれる病気だ。このままでは死ぬぞ。せめて穴を掘つてその中に叫びなさい」とアドバイスした話です。ハッピーエンドになるストーリーですが、その結論はここでは省略します。

ら題材を取った児童劇の戯曲です。王様に呼ばれた床屋さんが、王様の口巴のように大きい耳に驚きましたが誰にも言えません。相談を受けた医者が「言いたいことを我慢してお腹がふくれる病気だ。このままでは死ぬぞ。せめて穴を掘つてその中に叫びなさい」とアドバイスした話です。ハッピーエンドになるストーリーですが、その結論はここでは省略します。

紙に書き出して捨てる、穴を掘つて嫌なことを叫ぶ、なども悪くはないのですが、例えば職場の対人関係に悩んでいる場合は、適切ではないで解決しません。ここで強調したいのは「アサーティブな自己表現」です。

3つを表現することは難しいです。ひとつでもふたつでも構いません。経理部の女性に当てはめれば、「急に手順を変えられると不安になります。事前にみんなに話していただけないでしょうか」という言い方はできないでしょう。

黙つていないので話すこと。最初はやんわりとでも、短くても構いません。「話す」は「放す」につながります。話すことで気持ちのモヤモヤを突き放すことができるのです。

【筆者紹介】

柏木勇一（かじわぎ・ゆういち）
1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。



軽減税率制度への対応には準備が必要です!

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。

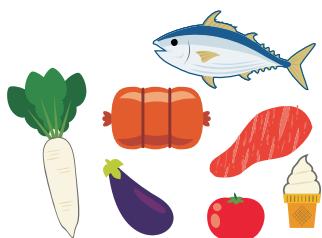
軽減税率(8%)の対象品目は、

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。以下のフローチャートを参考に準備が必要な事項をご確認ください。

特に、飲食料品を取り扱う(販売する)事業者の方は、税率ごとの商品管理やレジ・受発注システムの整備などの事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

POINT



飲食料品の取扱い
(販売)がある



飲食料品の取扱い
(販売)がない

売上げ・仕入れを税率ごとに区分して経理し、売上税額・仕入税額を計算します。

● 小売業・飲食業

- ・区分経理のためにレジの入替えの検討が必要です。
- ・システムを使用して仕入れの発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

● 卸売業・製造業

- ・取引先に交付する請求書等の様式の検討が必要です。
- ・システムを使用した受発注をしている場合、システム改修の検討が必要です。

※右の①②③を全てご確認ください。

①

レジの入替えやシステムの改修について

⇒ 16ページの①へ

②

請求書等の記載事項について

⇒ 16ページの②へ

③

帳簿の区分経理・記載事項について

⇒ 17ページの③へ

17ページの④では、飲食料品を取り扱う事業者の方が、適用税率の判定を行うに当たり、留意していただきたいポイントを掲載しておりますのでご覧ください。

① レジの入替えやシステムの改修について

軽減税率制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方が、レジの導入や受発注システムの改修等を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。



軽減税率対策補助金の2つの申請類型



複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりする場合



電子的な受発注システムを利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替えを行う場合

軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【専用ダイヤル】0570-081-222

【URL】<http://kzt-hojo.jp>

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

② 請求書等の記載事項について

平成31年(2019年)10月からは、現行の請求書の記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)を売上先に交付していただくこととなります。課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

また、免税事業者の方は、課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率制度に対応した区分記載請求書等の記載例

請求書において、軽減税率の対象となる商品に「※」といった記号等を表示し、かつ、「※は軽減税率対象」などの表示をする場合

同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品と標準税率の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることを表示する場合

軽減税率の対象となる商品に係る請求書と標準税率の商品に係る請求書とを分けて作成する場合

請求書		
株○○御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/1	米 ※ A	5,400円
11/1	牛肉 ※ B	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
:	:	:
合計 B		131,200円
10%対象		88,000円
8 %対象		43,200円
※軽減税率対象 A		△△商事(株)



請求書		
株○○御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛■	10,800円
:	:	:
8 %対象		43,200円
標準税率対象		
11/2	キッチンペーパー	2,200円
:	:	:
10%対象		88,000円
合計		131,200円

請求書		
(軽減税率対象) A 株○○御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛	10,800円
:	:	:
合計		43,200円

請求書		
株○○御中 XX年11月30日		
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
:	:	:
合計		88,000円

Ⓐ 軽減税率の対象であることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載

Ⓑ 税率ごとに区分して、合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み)を記載

軽減税率の対象となる取引がない場合は、標準税率の対象となる取引の金額を記載していれば足り、「8% 0円」といった軽減税率の対象となる取引の金額の記載は要しません。 ⇒ 現行の請求書と変わりありません。

③ 帳簿の区分経理・記載事項について

平成31年（2019年）10月からは、現行の記載事項に加え、毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

帳簿の 記載事項	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (平成31年(2019年)10月~)
	①課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④取引の対価の額(税込み)	左記①～④の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

【記載に関する留意点】

- ①「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、軽減税率の対象となる取引であることが客観的に明らかであるといえる程度のものとする必要があります。
- ②一定期間分の取引をまとめて記載した請求書等が交付された場合は、その期間分の取引をまとめて帳簿に記載することとしても構いません。

記載例



XX年		摘要		(税込経理)
月	日			借方(単位:円)
11	30	株○○物産	雑貨(11月分)	88,000
11	30	株○○物産	※食料品(11月分)	A 43,200
⋮	⋮		⋮	⋮ B
				(※:軽減税率対象品目)

Ⓐ 軽減税率の対象には「※」などの記号を記載します。

Ⓑ 「※」などの記号が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

④ 適用税率の判定に当たりご留意いただきたいポイント！



業種ごとのポイント

適用税率の判定を行う際は、以下の点にご留意ください。



食品製造業

- ・飲食料品を製造するための外注加工費は、**標準税率**が適用されます。
- ・製造工場等での直売であっても、飲食設備等で飲食させる場合、「外食」に該当し、**標準税率**が適用されます。

食品卸売業

- ・通常必要な容器（缶・トレイ等）に入った食品の販売には、全体に**軽減税率**が適用されます。
- ・イートインスペースを設置している小売店等は、持ち帰り販売は**軽減税率**、店内飲食であれば、**標準税率**が適用されます。

小売業

- ・飲食店での食事の提供やケータリング等は、**標準税率**が適用され、持ち帰り販売、出前等は**軽減税率**が適用されます。

飲食業

軽減税率制度に対応するため、 次の事項をチェックしてみましょう!!

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方々は準備が必要となりますので、
次の項目を参考にご自身でご確認ください。



ステップ1 軽減税率制度の内容の確認

- 軽減税率制度の実施時期、軽減税率の対象品目、仕入税額控除のための帳簿及び請求書等の記載事項、納税事務（税額の計算）
- 事業者の準備を支援する仕組み：「軽減税率対策補助金」

※ 全国の税務署等で、事業者の方々に対する説明会を開催しておりますので、ぜひご参加ください。

ステップ2 対応が必要な事項の把握と準備の開始

- 影響が生じる事務の確認及び業務手順の見直し
- 現行の帳簿及び請求書等の記載の仕方から区分記載請求書等保存方式への対応
- 会計システム等の導入・改修・入替え
- 軽減税率制度に対応したレジの導入・改修及び受発注システムの改修・入替え（「軽減税率対策補助金」の活用の検討）
- 軽減税率対策補助金の交付申請手続き（一部ベンダーなどによる「代理申請制度」の利用が可能です。）

ステップ3 売上・仕入商品の税率区分

- 売上・仕入商品に係る税率区分（軽減税率の対象取引の有無）の確認

ステップ4 業務手順の見直しやレジ・システムの操作確認

- 日々の商品管理や販売管理方法の見直し（商品マスタの見直し）
- 税率区分に応じた経理処理の見直し（経理処理マニュアルの整備）
- 納品書や請求書などの帳票の見直し（取引先との連絡・調整）
- 買換え又は改修したレジ・受発注システムの操作確認

ステップ5 制度の実施に向けた本格的な準備

- 商品ごとの税率区分等をシステムに登録（商品マスタの整備）
- 値札の付け替え、価格表示の変更準備
- 従業員への研修（説明会等への参加）、店頭などで消費者向けの周知（店頭ポスターなど）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）」で受け付けております。
【専用ダイヤル】0570-030-456 【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト
「消費税の軽減税率制度について」（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm）をご覧ください。



軽減税率制度の特設サイトへは

国税庁 軽減税率

検索

又は

最新の軽減税率制度の説明会の開催日程については、
こちらのQRコードからアクセスすることができます。



県民の皆様からいただいた「森林環境税」により
森林環境保全基金事業
第2期計画に取り組んでいます。

県土の78%を占める森林は、豊かな水を育むとともに、
県土を保全する重要な役割を持っています。



●森林環境税（平成24年度導入）

個人
年額 500円
●県内に住所がある方 ●県内に事務所、事務所または営業所不設している方

法人
均等割額の5%
●県内に事務所、事務所、営業所をもつている法人等

●事業計画期間

第1期（平成24から28年度）

第2期（平成29から33年度）

※荒廃森林を概ね20年程度で整備

（施行後5年を目途に制度の点検・
見直しを実施します。）



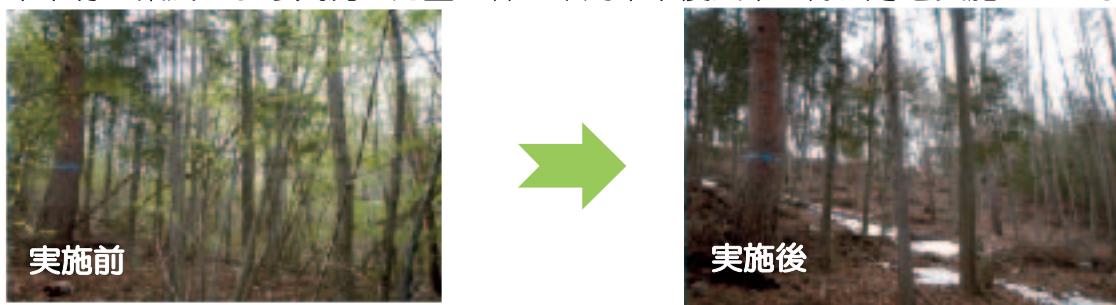
●森林環境税を活用した取り組み

①多様な公益的機能の維持・増進を図る森づくり

- 荒廃した人工林を間伐し、針葉樹と広葉樹が混じり合った森林に誘導しています。



- 草木や竹の繁茂により荒廃した里山林の不用木や侵入木の除去等を実施しています。



- 伐採後に森林の状態に回復していない林地に広葉樹植栽を実施しています。

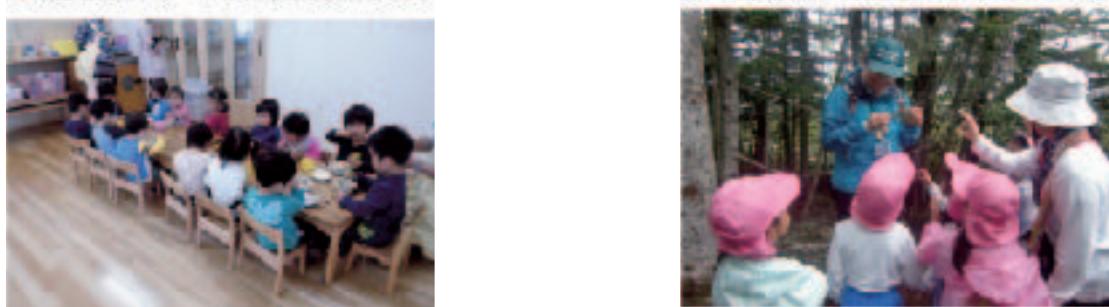


②木材・木質バイオマスの利用促進

- 学校施設等に県産材を使用した学習用備品の導入経費の一部を助成しています。

③社会全体で支える仕組み

- 教育機関等が、森林環境教育等の一環として行う森林体験活動に助成しています。



引き続き県民の皆様の御理解・御協力をお願いします。

●お問い合わせ 山梨県森林環境部森林環境総務課 TEL055-223-1634

山梨県総務部税務課 TEL055-223-1386

自治体学会青森大会に参加して

～学会報告や大会運営を経験～



四菱まちづくり総合研究室

石川 統 偉



いとります。

また、青森大会ではポスターセッ

ションだけでなく、大会の運営もお

手伝いさせていただきました。裏方

で大会運営をサポートして、学会と

いうものが、多くの人々の協力と支

援によって成り立っているものだと

肌で感じることができました。また、

運営する側だけでなく、大会に参加

する側の市民一人ひとりの情熱をひ

しひしと感じることができました。

さらに甲府から青森への行き帰り

で仙台、青森、岩手と東北の地を回

ることができたことも大収穫でした。

どの地域も街並みや景観、食べ物や

人情に特徴が表れていて、東北に行

くことが初めてだった自分にはとて

も新鮮に感じられました。訪れたま

ちの駅周辺はそれぞれ規模や雰囲気

が甲府駅とは違いましたが、甲府に

似ているところも感じられました。

甲府と訪問したまちの相違点と類似

点については、改めてじっくり検討

したいと思います。

今回私が得られた最大の成果は、

実際に現場に行き、様々な人々と直

接コミュニケーションをとること無

き端で研究している学会に参加でき

たことはとても貴重な経験でした。

他方、それと同時に自分の浅学さを

興味を持つてもらえるようなプレゼンテーションができるよう準備した

活動を発表する機会があれば、より

多くの方々に見てもらいたいと思いま

す。まちづくりには多くの人が関わつ

ていて、一人一人の力は微々たるもの

だと思います。そのため、その力を結集するこ

とが大切だと改めて感じました。以

て、この度の自治体学会青森大会に

参加して得ることができた知見を糧

にして、今後の大学生活や「よつび

し総研」の活動に活かしていきたい

と思います。今後とも、ご支援、

ご鞭撻のほどよろしくお願ひいたし

ます。

今回の学会報告は、「学術学会」

とはどういうものかを知らなかつた

私はかなり刺激的な経験になりました。

「自治体学」を学び始めた者

としては、自治体職員を含めた市民

自らが実践しているまちづくりを最

先端で研究している学会に参加でき

たことはとても貴重な経験でした。

他方、それと同時に自分の浅学さを

克服する場ともなりました。具体的

には、自分が「よつびし総研」のこ

とを人に伝えられるほど理解ができ

ていなかつたということを自覚しま

した。せつかく私たちのポスターセッ

ションに興味を持つて下さった方が

いらしても、言葉足らずになつてしま

うことがあります。不甲斐なさを

感じました。開所十二年目に入つた

「よつびし総研」の今までの実績を

他の人に説明するには、自らの理解

を深めなければならないと痛切に感

じました。次回「よつびし総研」の

活動を発表する機会があれば、より

興味を持つてもらえるようなプレゼン

テーションができるよう準備した

（山梨県立大学国際政策学部総合

政策学科）



甲府法人会たより

◇役員の辞任

理事 坂本力氏（甲府信用金庫）

研修会予定

○新設法人説明会

一月十七日

甲府法人会館

【内容】○設立にともなう手続きと税金の申告・納税について

○日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて

○源泉徴収事務について

○決算法人説明会

十一月二十八日

甲府市総合市民会館

一月十五日

山梨県流通会館

【内容】○決算の留意点について

○消費税について

○源泉徴収事務について

○源泉部会講習会

(第六回・最終講座)

一月二十一日 東京エレクトロニクス・華崎文化ホール

一月二十三日 アピオ甲府

【内容】初級・上級講座共通
「給与」所得者の確定申告について

《山梨県法人会連合会主催の講演会》

○「新春講演会」

講師 東京大学薬学部 教授

池谷裕二氏

テーマ 「A→がもたらす未来」

「人工知能の現在とこれから」

新入会員紹介

(順不動・敬称略) (平成30年8月～10月)

正会員 法人名	所在地	所属支部
株式会社 グローバルセーフティ	甲府市中小河原町	山城支部
株式会社 ブランド・ワン	甲府市伊勢	甲府南支部
株式会社 ドミール	甲府市塩部	新紺屋・朝日支部
株式会社 スギタ建工	中央市高部	中豊上九支部
株式会社 山梨ミツウロコ	中央市山之神	流通団地支部
日本ステンレス工業 株式会社	甲府市下曾根町	中豊上九支部
株式会社 依田酒店	甲府市徳行	貢川支部
株式会社 エス・ティ・ネット	甲府市大里町	大里・大国支部
株式会社 名光電気	甲斐市竜王	竜王支部
贊助会員 事業所名	所在地	所属支部
景観建築工房	中巨摩郡昭和町	昭和支部
田中雅樹税理士事務所	中央市下河東	玉穂支部
奥山不動産	甲府市下飯田	池田・新田支部
内藤晃由税理士事務所	甲斐市竜王	竜王支部
株式会社 ウィル	甲府市善光寺	里垣・甲運支部
さの内装	甲斐市万才	竜王支部

「小学生の税に関する習字展」入選作品の展示のお知らせ

優秀賞の作品(27作品)の展示

展示場所	展示期間
甲府駅北口ペデストリアンデッキ	平成30年11月17日(土)～11月23日(金)
甲府合同庁舎 1階(甲府駅北口)	平成30年11月19日(月)～平成31年10月
甲府法人会館 2階	平成30年11月19日(月)～平成31年10月
甲府市役所 1階 市民活動室	平成31年1月4日(金)～平成31年1月10日(木)
山梨中央銀行 柳町支店	平成31年1月16日(水)～平成31年2月28日(木)

優秀賞の作品(27作品)及び佳作の作品(71作品)の展示

展示場所	展示期間
オギノ田富リバーサイド店	平成30年11月15日(木)～11月25日(日)
山梨県立県民文化ホール(コラニー文化ホール)	平成30年12月13日(木)～平成31年1月13日(日)

*優秀作品(27作品)の紹介は、次号(平成31年1月発行)に掲載いたします。

発行日	印刷所	発行所	公益社団法人 甲府法人会	広報委員長 長坂茂
平成三十年十一月十四日	株式会社 内田印刷所	T E L ○五五・二三七・七七七四	甲府市中央四丁目十二番二十一号	

山梨労働局からのお知らせです。

平成30年10月3日から、山梨県最低賃金が改正されました。
改正後の金額は、時間額810円です。

詳しくは、山梨労働局賃金室(055-225-2854)
もしくは最寄りの労働基準監督署までお尋ねください。

消費税期限内納付

消費税の期限内
納付を忘れずに。



消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

推進運動 実施中！

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※1)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告1回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年4回（確定申告1回、中間申告3回）
48万円超400万円以下	年2回（確定申告1回、中間申告1回）
48万円以下	年1回（確定申告1回、中間申告不要） ^(※4)

※1 当人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、確定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 当方消費税を含まない年額額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、原則的に中間申告・納付することができます。